

## **【MY HEALTH WEB】医療費明細について**

医療機関へ受診した際の医療費明細は「MY HEALTH WEB」にて確認（印刷）ができます。ぜひご利用ください。

○詳しくはこちら（リンク先 <https://phio.mhweb.jp>）

<MY HEALTH WEB ヘルプデスク>

電話番号：03-5213-4467 平日 9：00～17：00（※土・日・祝日、年末年始を除く）

- ・医療費明細は診療月の3カ月後以降随時掲載されます。  
（審査や医療機関の請求の遅れ等により遅れる場合もあります。）
- ・医療費明細は紙での発行には対応しておりませんので、この機会にぜひ「MY HEALTH WEB」へご登録ください。
- ・医療費情報の閲覧にはセキュリティコード発行申請が必要です。  
※セキュリティコードの発行は1週間程度かかりますので、余裕を持って申請ください。

≪ご注意≫MY HEALTH WEB では被保険者アカウントからの被扶養者分（18歳以上）の医療費情報の閲覧範囲については個人情報保護強化の観点により閲覧することができません。被扶養者ご自身のアカウントでそれぞれログインが必要です。

### **【確定申告】医療費控除について**

「MY HEALTH WEB」の医療費明細に記載されている医療費の額（自己負担額）が、実際に支払った自己負担額と一致していない場合には、申告者自身が領収書等で確認して、実際に負担した額を申告していただくこととなります。（下記参照）

<令和3年12月24日付 厚生労働省保険局保険課発出の事務連絡>

「医療費通知を活用した医療費控除申告簡素化」Q & Aの改正について

◇問 29

被保険者が支払った医療費の額を正確に反映しているとはいえ医療費通知を医療費控除の申告に使えるようにすることは、不適正な還付請求を助長することになるのではないか。

◇（答）今般の制度改正は、所得税等の医療費控除の申告手続きが、従来の医療費等の領収書の添付等に代わり「医療費控除の明細書」を添付する方式に改められたことに伴い、さらに申告手続きを簡素化する観点から医療保険者が交付する医療費通知を活用できることとしたものです。医療費明細に記載されている医療費の額（自己負担額）が、実際に支払った自己負担額と一致していない場合には、申告者自身が領収書等で確認して、実際に負担した額を申告していただくこととなります。

■マイナポータル (<https://myna.go.jp/>) では12月までのすべての医療費データを2023/2/9以降取得できます。

<マイナンバー総合フリーダイヤル>

0120-95-0178

<総務省 HP>

「マイナポイント事業」<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>

※厚労省は、引き続きマイナンバーカードの更なる取得、健康保険証利用申込及び公金受取口座登録を推進しています